

令和3年第4回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和3年6月18日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 2号 令和2年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 4 議案第39号 羽幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第40号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第41号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第42号 羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例
- 第 8 議案第43号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）の変更について
- 第 9 議案第44号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）
- 第10 発議第 4号 議員の派遣について
- 第11 発議第 5号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
- 第12 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第13 意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

○出席議員（11名）

1番 金 木 直 文 君	2番 磯 野 直 君
3番 平 山 美知子 君	4番 阿 部 和 也 君
5番 工 藤 正 幸 君	6番 船 本 秀 雄 君
7番 小 寺 光 一 君	8番 逢 坂 照 雄 君
9番 舟 見 俊 明 君	10番 村 田 定 人 君
11番 森 淳 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君

教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農 業 委 員 会 会 長	入 江 雄 治 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長 兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
町 民 課 長	宮 崎 寧 大 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君
健 康 支 援 課 長	鈴 木 繁 君
健 康 支 援 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 室 長	奥 山 洋 美 君
建 設 課 長	金 子 伸 二 君
建 設 課 主 任 技 師	石 川 隆 一 君
建 設 課 主 任 技 師	笹 浪 満 君
建 設 課 主 幹	上 田 章 裕 君
上 下 水 道 課 長	棟 方 富 輝 君
農 林 水 産 課 長	伊 藤 雅 紀 君
商 工 観 光 課 長	高 橋 伸 君
天 売 支 所 長	竹 内 雅 彦 君
学 校 管 理 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	酒 井 峰 高 君
社 会 教 育 課 長 兼 公 民 館 長	飯 作 昌 巳 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 雅 紀 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	敦 賀 哲 也 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	豊 島 明 彦 君
総 務 係 長	嶋 元 貴 史 君
書 記	山 田 太 志 君

書 記 佐 藤 諒 輔 君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

5番 工藤正幸君 6番 船本秀雄君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第2号 令和2年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました報告第2号 令和2年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

令和2年度羽幌町一般会計予算の繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により報告します。

令和3年6月17日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。令和2年度羽幌町一般会計で繰越しを行った光ファイバ整備事業ほか9事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開き願います。繰越明許費繰越計算書であります。各事業につきましては、本年2月の臨時会及び3月の定例会並びに4月の臨時会においてそれぞれ議決、または承認をいただいた事業でありますので、内容説明は省略をさせていただきます。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから報告第2号について質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。
討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。
これから報告第2号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。
したがって、報告第2号 令和2年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第39号

○議長（森 淳君） 日程第4、議案第39号 羽幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第39号 羽幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和3年6月17日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、いわゆるマイナンバー法が改正されたことに伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正するものでございます。

次のページをお開き願います。

羽幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

羽幌町個人情報保護条例（平成14年羽幌町条例第18号）の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容の説明を申し上げますので、お配りしております新旧対照表を御覧ください。左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示しております。

それでは、改正内容をご説明いたします。第10条第1項と第34条は字句の修正でございますので、説明は省略させていただきます。

第29条ですが、今回のマイナンバー法の改正におきまして、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める改正は、特定個人情報の情報連携に要する情報提供ネットワークシステ

ムの所管が新たに創設されるデジタル庁に変更することに伴うものでございまして、続きまして、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める改正は、転職時等において使用者間での特定個人情報の提供を可能とする第19条第4号の追加に伴い、同号以降を引用している箇所の号を繰り下げる改正を行うものでございます。

以上が改正内容の説明でございます。なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、令和3年9月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第39号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 羽幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第40号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） ただいま上程されました議案第40号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明いたします。

令和3年6月17日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴いまして、手数料を徴収する事務の見直しを行うため、改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。

羽幌町手数料条例の一部を改正する条例。

羽幌町手数料条例（平成12年羽幌町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、別途お配りしております新旧対照表によりご説明いたします。なお、字句の修正につきましては説明を省略させていただきます。左側の欄に現行条文、右側の欄に改正案、改正箇所には下線を引いております。

5ページをお開き願います。左側の欄の上から4つ目にございます行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法に基づく、いわゆるマイナンバーカードの再交付に係る手数料の項目について削除するものでございます。マイナンバーカードの再交付手数料につきましては、これまで各自治体が徴収するものとされておりましたが、このたびの法改正によりまして地方公共団体情報システム機構がカードの発行主体であることが明確化されまして、再交付手数料を徴収することが可能となったことから、カードの再発行に係る手数料の項目を削除するものでございます。

以上の説明をもちまして改正条文の朗読は省略いたします。

附則、この条例は、令和3年9月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第40号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号

○議長（森 淳君） 日程第6、議案第41号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第41号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について説明申し上げます。

令和3年6月17日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。

羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示しております。

それでは、改正内容を説明いたします。利用者の利便性の向上及び事業者等の業務負担の軽減を図る観点から、利用者への説明や記録の保存など書面で行うことが規定、または想定されるものについて電磁的記録による方法を認めるものであり、当該規定を第6章雑則の電磁的記録として追加するものであります。

ただいまの説明をもちまして改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、令和3年7月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第41号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号

○議長（森 淳君） 日程第7、議案第42号 羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君）　ただいま上程されました議案第42号　羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和3年6月17日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。羽幌町における再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関して必要な事項を定めることによりまして、地域の環境保全と住民の安全で安心な生活環境を確保するため、本条例を制定しようとするものであります。

それでは、内容をご説明申し上げますが、別途お配りしております羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例（要旨）に沿って説明させていただきたいと思います。

1の目的ですが、ただいま申し上げました提案理由と重複いたしますので、省略させていただきます。

2の対象設備及び主な用語の定義につきましては、（1）で対象の発電設備といたしまして、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第4項に規定されております再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附帯設備でありまして、一般住宅等で自家消費用の設備はこの条例の対象から除きます。

1つ目に太陽光発電設備、2つ目の風力発電設備は大形、小形、マイクロと分類しており、以下水力、地熱、バイオマス、一番下のその他といえますのはエネルギー源として永続的に利用することができるものと認められる太陽熱、大気中の熱、その他自然界に存する熱による発電設備のことをいいます。

以下、（2）の住宅等、次のページになります（3）の近隣住民等と定義づけております。御覧いただきまして、説明は省略させていただきたいと思います。

3番、町及び発電事業者の責務であります。町は条例の適正な運用のために必要な措置を講じまして、発電事業者はこの条例のほか関係法令、北海道のガイドラインに準拠し、住民と良好な関係を保たなければならないことを規定しております。

4番の対象地域及び設置場所につきましては、町内全域におきまして近隣住民等及び猛禽類に影響がなく、倒壊した場合も他に被害が及ばない場所に設置できるものとして場所の区分と発電設備の種類ごとに縦横の表で記載しております。

次のページ、5番の設置基準ですが、発電設備の種類に関係なく騒音、低周波音、悪臭、ばい煙などと災害、文化財及び景観等につきましてそれぞれ規定しております。

次のページ、4ページ目ですが、6番の住民等への説明及び町への届出につきまして、（1）で発電事業者が事業の実施計画または設備の場所、出力及び主要なものの変更等を計画したときは、近隣住民等及び関係機関に対して説明会を開催し、理解を得よう努めることを規定しており、（2）は町に届け出る内容を記載しております。

7番の保守点検等の実施につきましては、事業者が実施する日常点検、3年以内ごとの

定期点検、それと随時点検を規定しております。

8番は、電気事業を終了した際に撤去計画を町に提出し、速やかに撤去しなければならない旨を規定しています。

最後の5ページ、9番の住民による情報提供と町の実態調査及び指導等につきまして、(1)で住民は法令違反または安全性に欠ける発電設備を発見したときは町に情報を提供するものとし、(2)で事業者は法令違反、安全性に欠ける状態になったときと苦情を受けた等の際は町に報告しなければならないこと、(3)で町は(1)と(2)の情報を得たときのほか、必要に応じて実態調査を行うことができる。調査等の結果、是正等が必要な場合は助言、指導をすることができ、従わない場合は段階的に勧告、命令、事業者名等を公表することができる旨を規定しております。

10番の関係機関との連携ですが、町は発電設備の適切な管理運用に必要があるときは、資源エネルギー庁及び関係機関に必要な措置を講ずるよう要請することができる旨を規定しています。

11番は、一般住宅等で自家消費用の発電設備につきましては、この条例の適用外としていますが、そういった家庭用の設備もこの条例に準拠した取扱いに努められるよう配慮する旨を規定しております。

12番は、この条例のほか事務手続、様式などの必要な事項は規則で定めることとしています。

最後の13番は附則になりますが、1つ目にこの条例は公布の日から施行させていただきたいと考えております。

2つ目に、既に国の認定を受けた発電設備は設置場所の規定を適用できないことと、中でも既に実施されました設置、増設、改修及び事業変更に関しましては、住民説明と町への届出の規定も適用できないこととなりますので、その旨を規定しております。

以上、ただいまの説明をもちまして条文並びに附則の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第42号について質疑を行います。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 私は昨日の一般質問でも幾つか質問、指摘をさせていただきましたけれども、その中で草刈りの実態について伺ったところ、町を通して委託することではないので、実態は把握していないということでありましたけれども、改めてこの条文を見ますと18条保守点検等の実施というところに、18条の第2項に事業区域内の草刈り等というふうにも載っております。ここの項目というのは、きちんと点検をして、異常があれば町長に報告しなければならないということでもありますけれども、その草刈りも重要な一つの悪臭だとか、騒音だとか、そういうものの一つとして捉えるならば、やはり町としてもどういう実態なのかはつかんでいく必要があるのではないかと思います。

既に2年ほど経過している町内の太陽光の場所ですけれども、完成してから私はある用

務もあって毎週1回あのそばを通るのです。車ですけれども。去年は毎週毎週いつ草刈りがされるのかなということを気にしながら通っておりましたけれども、一回も草刈りは実施されていなかったと私は思います。今年になってもまだ一回もされていないと思いますが、草刈り、草がぼうぼう伸びたことで何か被害があるかと言われると、取り立ててないのかもしれませんが、地域住民の方にしてみれば見た目は一体どうなのかと、精神衛生上もよくないと。きっちり事業を行っている、管理もちゃんとされている会社だというふうに思っていくのであれば、やはり草刈り等も実施されてしかるべきだと思うのです。

そういうことで、この条例の中でうたうのであれば、この後の規則の中で草刈り等についてはこういうふうにしてくださいというふうな文言もつけながら草刈りがもしされていないようであれば、町からも促すというようなことが必要ではないかと思うのです。この間私が調べた条例、ほかの町の条例ではきちんとそこをうたっていて、太陽光の液晶パネルの高さに達することのないように草刈りをしなさいというふうに文言もつけている条例もありました。今後そういったことについて草刈り作業についての町の捉え方、考え方はどうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

基本的には地域住民にご迷惑がかからないような状態にさせていただくという、そういうものが原則になってきます。我々も定期的に巡回といいますか、そういったことでパトロールできればいいのですけれども、なかなか頻回にそう回って歩くということにもなりませんので、そういった情報をもしいただければ、随時必要に応じまして事業者のほうに連絡させていただきたいなというふうに考えております。また、規則等のほうで規定ということでも、そういった意見もいただきましたので、その辺も含めてちょっと考えたいなというふうに思います。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第43号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） ただいま上程されました議案第43号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）の変更につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

天売辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年6月17日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。総合整備計画において整備しようとする公共的施設の事業費及び辺地対策事業債の予定額を変更するとともに、新たな公共的施設の整備計画を追加する必要があります。令和3年4月28日付で北海道との協議が調いましたことから、提案するものであります。

次のページ、総合整備計画書案を御覧ください。1の辺地の概況は変更ございません。

2の公共的施設の整備を必要とする事情であります。一番下の中点、教職員住宅を追加しようとするものであり、和浦地区にあります昭和57年と59年に建設した2棟を改修しようとするものであります。

次のページを御覧ください。3の公共的施設の整備計画であります。この表の括弧書きの数字が変更後の額になっており、今回変更しようとする部分であります。変更する事業は上から4事業になりますが、全て天売複合施設建設事業であります。令和2年度の実施設により事業費が見直されたものであり、上から天売プラザ、天売総合研修センター、水産実習室、歯科診療所と機能ごとに区分しているものであります。先ほど申し上げました追加事業の教職員住宅は一番下に記載しております。

それぞれの事業費及び財源につきましては御覧いただきまして、読み上げは省略させていただきます。

以上が提案理由とその内容でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第43号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第44号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第44号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ156万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億7,761万1,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。3款民生費、児童措置費において低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業582万4,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた低所得世帯の子育て支援のため、対象児童1人当たり5万円の特別給付金を給付するための経費であり、財源については全額国庫補助金で賄われるものであります。

次に、7款商工費、観光費においてリバーサイド施設改修工事請負費334万4,000円の補正は、サンセットプラザに設置しているプレハブ冷凍庫の機能が低下したため、改修するものであります。

次に、歳入につきましては、それぞれの事業に係る特定財源が増減しておりますが、財源調整として財政調整基金繰入金を591万円減額しております。

以上、今回提案をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、私から内容をご説明いたします。

11ページをお開き願います。2款総務費、一般管理費において姉妹都市イベント派遣事業77万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止が決定されたことによるものであります。

13ページをお開き願います。4款衛生費、保健衛生費において医師研究資金等貸付金

100万円の増額は、対象となる医師の増加によるものであります。

同じく健康センター運営費において旅費11万7,000円の増額は、国の要請に基づく7月末までの高齢者に対する新型コロナウイルスワクチン接種の完了に向け、離島地区におけるワクチン接種体制を強化するため、市街地区からも医師、看護師を派遣し、実施することによるものであります。

14ページをお開き願います。7款商工費、観光費において観光協会支部事業補助金174万4,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により天売ウニまつりの中止が決定されたことによるものであり、修繕料135万4,000円の減額は、サンセットプラザに係る施設等修繕の入札執行によるものであります。手数料4万8,000円の増額は、サンセットプラザに設置している廃油ボイラーについては省エネルギー機器の導入などの取組によるCO₂など温室ガスの排出削減量など、クレジットとして国が認証するJ-クレジット制度の対象機器であり、同制度に係る認証が延長可能となりましたことから、延長申請するための経費であります。

次に、8款土木費、住宅建設費において公営住宅建設工事請負費67万円の増額は、工事単価の上昇に伴い解体費用に不足が見込まれるため増額するものであります。

15ページを御覧ください。10款教育費、事務局費につきましてはICT支援業務に係る経費の一部が国庫補助金の対象となりましたことから、財源更正するものであります。

16ページをお開き願います。小学校費、学校管理費において羽幌小学校施設管理事業245万3,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により羽幌小学校プールの開設について中止となりましたことから、関係費用を減額するものであります。

次の焼尻小学校施設管理事業153万1,000円の増額は、予算編成時には焼尻中学校が再開される見込みから、施設管理経費について案分して計上しておりましたが、同校につきましては休校となりましたことから、共用部分に係る費用を増額するものであります。

同じく小学校費、教育振興費において小学校教師用指導書購入事業101万2,000円の減額は、当初通常の教科書と同様の年数となるデジタル教科書の導入を予定しておりましたが、使用するパソコンの性能や運用面から単年度使用となるクラウド版に変更いたしましたことから、減額するものであります。

17ページを御覧ください。中学校費、学校管理費において羽幌中学校施設管理事業204万2,000円の増額は、同校の消防設備の一部について点検の結果、更新が必要と判断されたことから改修を行うものであり、焼尻中学校運営事業67万円、焼尻中学校施設管理事業215万5,000円の各減額は、同校が休校となりましたことから、それぞれ不用額を減額するものであります。

18ページをお開き願います。中学校費、教育振興費において中学校教師用指導書購入事業223万円の減額は、小学校用と同様導入するデジタル教科書の仕様を変更いたしましたことと、焼尻中学校が休校となりましたことから、減額するものであります。

同じく高等学校費、教育振興費において天売高等学校教師用指導書購入事業16万9,000円の減額は、導入する教師用指導書等の精査及び入学者数の減により減額するものであり、修繕料44万6,000円の増額は天売高等学校学生寮の入寮者が増加したことなどにより必要な施設改修を行うものであります。

19ページを御覧ください。体育振興費において講師謝礼金36万8,000円の減額は、羽幌小学校プールの開設中止に伴い水泳教室を中止することによるものであります。

次に、13款諸支出金、職員給与費において社会保険料13万4,000円の減額は、会計年度任用職員の減によるものであり、会計年度任用職員人件費衛生費分31万7,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に関する人員増、同じく教育費分82万2,000円の減額は、羽幌小学校プール開放事業の中止によるものであり、時間外勤務手当11万3,000円の増額は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る職員の時間外勤務手当となっております。

次の20ページ及び21ページにつきましては給与費明細書であります。御覧をいただき説明は省略をさせていただきます。

以上が補正内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第44号について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号

○議長（森 淳君） 日程第10、発議第4号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第5号

○議長（森 淳君） 日程第11、発議第5号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第1号

○議長（森 淳君） 日程第12、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月17日提出。

提出者、羽幌町議会議員、阿部和也。賛成者、羽幌町議会議員、磯野直、同じく、賛成者、羽幌町議会議員、工藤正幸。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるために

は、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地域創生にも大きく貢献するものである。さらに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携して森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年6月17日、羽幌町議会議長、森淳。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上です。

○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することいたします。

◎意見案第2号

○議長（森 淳君） 日程第13、意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月17日提出。

提出者、羽幌町議会議員、工藤正幸。賛成者、羽幌町議会議員、船本秀雄、同じく、賛成者、羽幌町議会議員、逢坂照雄。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

新型コロナウイルスにより、いま地方自治体では新たに多くの行政需要が発生している。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた町民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に対し即時の対応が求められている。同時に、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保等、少子・高齢化の進行とともに、従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつある。また、公的サービスを担う人材が不足している中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られている。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきたが、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われ、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されている。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握し、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務などの体制並びに機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、確実な財源措置をはかること。

3 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年6月17日、羽幌町議会議長、森淳。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）。

以上です。

○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和3年第4回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午前10時52分）